

No. **136**

2017. 夏号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



八方池（白馬村）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 八方池（白馬村）

標高 2,060m の高地にある白馬八方池。

条件が良ければエメラルドグリーンの美しい池にまるで鏡のように映り込む白馬連峰は神秘的な絶景です。

写真提供：（伊那支部 橘田利雄会員）



目 次

会 長 就 任 挨 拶	・ 2
定時総会開催報告	・ 4
役 員 名 簿	・ 7
支 部 長 名 簿	・ 8
平成29・30年度 各 部 等 担 当 者	・ 各部等担当指名簿 9 ・ 役員及び各部担当者10
日 行 連 総 会	・ 平成29年度日行連定時総会・日政連第37回定期大会が開催されました13
業 務 資 料	・ 法定相続情報証明制度に係る法務省通達について15 ・ 「法定相続情報証明制度」の広報について23 ・ 農地転用許可事務に係る添付書類の取扱いについて（通知）26 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する 省令の施行について（通知）29 ・ 産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について（通知）36 ・ 在留資格認定証明書交付申請等に用いる「質問書」の改訂について37 ・ 国籍事務取扱庁の変更について38
A D R 調 印 式	・ 最大の難関を超えて一弁護士会との協定成立40 ・ 行政書士 ADR センター長野の設置運営に関する協定書・覚書42
事 業 報 告	・ 県主催グローバルキャリアフェアーに参加しました50 ・ JETRO「グローバル人材活用セミナー in 長野」に講師派遣依頼51
お 知 ら せ	・ 会則施行規則の一部改正について52 ・ 平成29年度行政書士試験のご案内54 ・ 総務大臣表彰55 ・ 長野県収入証紙の販売について55 ・ メールマガジンの発行について55 ・ 幹旋物一覧56
会 議 報 告	・57
長野県行政書士 政治連盟のページ	・ 会長ごあいさつ62 ・ 定期大会報告63
会 員 の 動 き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去64
編 集 後 記	・64

ご挨拶

長野県行政書士会
会長 山本 準一



長野会会員のみなさんこんにちは。先般開催されました本会定時総会におきまして2期目の会長に就任をいたしました。あらためてご支援賜りました会員の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

また、日頃は本会会務につきまして、ご支援、ご尽力を戴いておりますことも、あわせて感謝申し上げます。

さて、一昨年の総会において、会員の「共助」と「共生」、相互扶助の精神、そして融和と結束を基本理念に掲げ、会長に就任しまして、はやいもので2年が経過し、なんとか1期目の任期をつとめさせていただきました。

お陰さまで公約としました課題は一步一步、着実に実行させて戴いております。

まずは本会組織の改編について説明させて戴きます。本年度より「広報部」と「監察部」を統合し、「広報監察部」としました。また、「保健環境・生活安全部」を長く覚えにくいことから、名称を簡潔に「環境生安部」としました。また、「市民法務部」を「法務部」と名称を変更しまして、幅広く民事法務を所管することとしました。同じく「企画研修部」を研修に特化する方針のもと、「研修部」といたしました。

また、本会理事、監事、綱紀委員の定数を定めた「内規」を20年ぶりに改正しまして、定数の削減を明確に規定し、役員改正となる本年度より実施する運びとなりました。理事定数は20名から19名に、監事は3名から2名に、綱紀委員は8名から5名に変更となりました。なお2年前から執行部は副会長を3名体制として会務運営を行っております。

会員減少傾向の中、経常支出の縮減に努め、さらに盤石な財政基盤上で会務運営を

するため各種施策を講じつつ、各支部での研修活動を強化し、支部自治支援のため、支部交付金の増額を早急に実施したいと考えております。

お陰さまで本年度の一般会計は前期繰越金を2千万円弱計上するに至り、数年ぶりに1億円超の予算を計上することが出来ました。

本年度においては対外的広報活動の強化を最重点項目に掲げ、去年の「ゆるキャラグランプリ」で大健闘の行政書士広報部長「ユキマサ君」をしっかりと活用するとともに、各地域において市民の代表として為政に関与されておられます本会会員の先生方には「行政書士会顧問」として、あらゆる方面において「行政書士制度」のPRをして戴くとともに、「行政書士の活用」を強力にバックアップして戴くようお願い申し上げます。

そして、また、引き続き「行政書士ブランド」を確立するための施策を実行していく所存であります。行政があるいは企業、団体が行政書士を一層信頼して活用してもらえるように、地域社会に、着実に行政書士の存在感を浸透させていかなければなりません。

これからも「長野県行政書士会」をみなさんとともに確かな希望の持てる会にしていくために努力してまいる所存ですので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、会員の皆さまの今後益々のご健勝とご多幸を祈念しまして私のご挨拶とさせていただきます。

定時総会開催報告

平成29年度定時総会が5月26日(金)午後1時より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 福井総務部員・土屋総務副部長

2 正 副 議 長 議 長 蟹澤幸子代議員（長野支部）
副議長 木下 茂代議員（飯田支部）

3 議事録署名人 福本 洸代議員（長野支部）、長崎政明代議員（長野支部）

4 議案審議

第1号議案	平成28年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	欠損処分	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	平成28年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	平成29年度事業計画(案)	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	平成29年度予算(案)	賛成多数により可決承認されました。
第6号議案	綱紀委員の選任	下記の者が選任されました。(敬称略)
佐久支部	青木 孝之	諏訪支部 奥村 和雄
伊那支部	宮下 武	松本支部 一之瀬大輔
長野支部	岡部満喜夫	

第7号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

会 長

長野支部 山本 準一

長野支部山本準一会員が立候補し、本会会長選任規則第24条に基づき無投票当選により、山本準一会員が会長に選任された。

副会長

佐久支部 荻原 政吉
諏訪支部 赤羽 康志
伊那支部 吉田 靖史

理 事

佐久支部 佐藤 佳苗
上田支部 柳澤 誠
諏訪支部 常盤 光秀 福井 竹彦

伊那支部	赤羽	公彦							
飯田支部	木下	茂							
松本支部	深澤和歌子	臼井	清文	松島	茂行	岡田	忠興	長田	文雄
長野支部	宮下	幸吉	永村	清造	鈴木	潤			
北信支部	高田	勝男							

監 事

佐久支部	木内	和政
松本支部	小野	清仁



会長あいさつ



日行連遠田会長あいさつ



受賞者



受賞者代表謝辞



総 会

平成29年度 受賞者名簿

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

窪 田 建 男（上田） 寺 島 完 次（松本） 吉 沢 富 雄（松本）
深 澤 和歌子（松本） 中 村 英 男（松本） 岡 部 満喜夫（長野）
以上 6名

○長野県行政書士会会長表彰状

帯 刀 正 臣（諏訪）
以上 1名

○長野県行政書士会会長感謝状

井 出 浩 一（佐久） 常 盤 光 秀（諏訪） 臼 井 清 文（松本）
茂 住 いずみ（松本）
以上 4名

※敬称略、（ ）内は、所属支部名

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	郵便番号	事 務 所	電話番号
会 長	山本 準一	381-0034	長野市大字高田908番地1	026-227-7066
副 会 長	吉田 靖史	399-4117	駒ヶ根市赤穂8829番地1-2F	0265-83-9406
〃	赤羽 康志	392-0011	諏訪市赤羽根3-30	0266-58-9765
〃	荻原 政吉	385-0051	佐久市中込3097番地1 ギフトショップ2階北号	0267-78-3320
理 事	佐藤 佳苗	385-0053	佐久市野沢212番地2	0267-62-3653
〃	柳澤 誠	386-0024	上田市大手1丁目12番23号 BIGUEDA	0268-27-3180
〃	常盤 光秀	392-0025	諏訪市末広1番4号	0266-52-1532
〃	福井 竹彦	393-0000	諏訪郡下諏訪町9221番地1	0266-27-9390
〃	赤羽 公彦	399-0421	上伊那郡辰野町大字辰野2155番地	0266-41-3834
〃	木下 茂	395-0051	飯田市高羽町2丁目5番地10-205号	0265-22-5603
〃	深澤和歌子	390-0861	松本市蟻ヶ崎6丁目3番18号	0263-33-5634
〃	臼井 清文	399-0705	塩尻市大字広丘堅石59番地7	0263-54-1076
〃	松島 茂行	398-0002	大町市大町5659番地9	0261-23-7456
〃	岡田 忠興	390-0872	松本市北深志3-8-2 サンビレッジ開智 A201	0263-33-8448
〃	長田 文雄	399-6301	塩尻市大字贅川1167番地7	0264-34-2391
〃	宮下 幸吉	389-1105	長野市豊野町豊野1107-1	026-215-3588
〃	永村 清造	382-0017	須坂市大字日滝2095番地	026-246-3980
〃	鈴木 潤	381-0006	長野市大字富竹1068番地20	026-405-6636
〃	高田 勝男	383-0024	中野市東山1番13号	0269-26-5986
監 事	木内 和政	385-0053	佐久市野沢480番地8	0267-63-2570
〃	小野 清仁	399-0002	松本市芳野1-3	0263-27-3180

支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
佐久支部	さとう かなえ 佐藤 佳苗	〒385-0053 佐久市野沢212番地1 (TEL 0267-62-3653)
上田支部	はやし たつよし 林 辰幸	〒386-0025 上田市天神4丁目6番8号 (TEL 0268-23-8668)
諏訪支部	おぐち けいこ 小口 敬子	〒394-0002 岡谷市赤羽3丁目7番56号 (TEL 0266-22-0080)
伊那支部	あかはね きみひこ 赤羽 公彦	〒399-0421 上伊那郡辰野町大字辰野2155番地 (TEL 0266-41-3834)
飯田支部	しみず ひろし 清水 博	〒395-0811 飯田市松尾上溝2810番地2 (TEL 0265-22-1171)
松本支部	まつしま しげゆき 松島 茂行	〒398-0002 大町市大町5659番地9 (TEL 0261-23-7456)
長野支部	やまもと じゅんいち 山本 準一	〒381-0034 長野市大字高田908番地1 (TEL 026-227-7066)
北信支部	たかだ かつお 高田 勝男	〒383-0024 中野市東山1番13号 (TEL 0269-26-5986)

支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
上田支部	〒386-0012 上田市中央2丁目13-5本町ビル2F 高井事務所内(TEL 0268-25-8720)
諏訪支部	〒392-0027 諏訪市湖岸通り4-8-7 河西ビル3F (TEL 0266-57-5503)
伊那支部	〒396-0015 伊那市中央5157-1 春日ビル2F (TEL 0265-73-2208)
松本支部	〒390-0811 松本市中央4-5-6 クレストビル3F (TEL 0263-33-7166)
長野支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館2F (TEL 026-229-6388)

支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
佐 久 支 部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡
上 田 支 部	上田市、小県郡、東御市
諏 訪 支 部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊 那 支 部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
飯 田 支 部	飯田市、下伊那郡
松 本 支 部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曽郡、安曇野市、北安曇郡
長 野 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
北 信 支 部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

長野県行政書士会 平成29・30年度各部等担当者名簿

長野県行政書士会

	総務部 (4名)	農林建設部 (4名)	運輸交通部 (3名)	国際部 (3名)	環境生安部 (4名)	研修部 (5名)	法務部 (4名)	広報監察部 (7名)	ADR 特別委員会 (3名)	綱紀委員会 (5名)	監事 (2名)	申請取次 委員会 (4名)	苦情対策 委員会
佐 久	○佐藤 佳苗	山田 訓之				◎荻原 政吉 渡邊 博昭		宇賀神拓央		青木 孝之	木内 和政	青木 孝之	
上 田			○中塚 千夏		◎柳澤 誠			土屋 帝					
諏 訪	関 純子	○常盤 光秀		◎赤羽 康志	新井 英孝		横原 圭司	五味 直美		奥村 和雄		赤羽 康志	
伊 那			◎大槻 四郎	○春日 博幸		二瓶 裕史		◎吉田 靖史	二瓶 裕史	○宮下 武		春日 博幸	○吉田 靖史
飯 田							○木下 茂						
松 本	佐藤 明美	◎松島 茂行			八幡 徳広	岡田 忠興	◎岡田 忠興	○長田 文雄 茂住いずみ	○深澤和歌子	□一之瀬大輔	小野 清仁	佐藤 明美	
長 野	◎宮下 幸吉	小島 俊	良川 泰章		○島田 貴規	○永村 清造	小林 雅希	○鈴木 潤	◎和田 英幸	◎岡部満喜夫			◎宮下 幸吉
北 信				西澤 秀友									
担当正副会長	山本 準一	荻原 政吉	赤羽 康志	赤羽 康志	吉田 靖史	荻原 政吉	荻原 政吉	吉田 靖史	山本 準一				

◎：部長・委員長
○：副部長・副委員長
□：職務代理者

平成29・30年度 役員及び各部担当者（6月30日の合同会議にて）

6月30日（金）ホテル国際21において、平成29年度の各部会等合同会議が開催されました。会議に先立ち、2年間にわたり各部・委員会を担当する先生方に、先日の総会において選出された山本会長より委嘱書が手渡されました。各部・委員会の先生方をご紹介します。

会長あいさつ



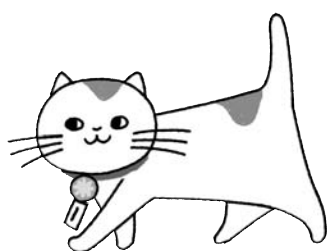
合同会議



委嘱書交付



部会



平成29・30年度 役員及び各部担当者（6月30日の合同会議にて）

総務部（4名）



宮下部長
山本会長
佐藤（佳）副部長
佐藤（明）部員
関部員

農林建設部（4名）



山本会長
松島部長
常盤副部長
山田部員
小島部員
萩原副会長

運輸交通部（3名）



山本会長
大槻部長
中塚副部長
良川部員
赤羽副会長

国際部（3名）



山本会長
赤羽部長
春日副部長
西澤部員

環境生安部（4名）



山本会長
柳澤部長
島田副部長
八幡部員
新井部員
吉田副会長

研修部（5名）



山本会長
永村副部長
渡邊部員
二瓶部員
岡田部員
萩原部長

平成29・30年度 役員及び各部担当者（6月30日の合同会議にて）

法務部（4名）



山本会長
小林部員
横原部員
岡田部長
木下副部長
萩原副会長

広報監察部（7名）



山本会長
長田副部長
宇賀神部員
五味部員
吉田部長
鈴木副部長
土屋部員

ADR 特別委員会（3名）



山本会長
深澤副委員長
和田委員長
二瓶委員



日行連定時総会

平成29年度日行連定時総会・日政連第37回定期大会が開催されました

副会長 吉田 靖史

6月22日、23日の二日間の日程で、平成29年度日行連定時総会と日政連第37回定期大会がシェラトン都ホテル東京で開催されました。

総会に先立ち「総務大臣表彰」表彰状授与式が挙行政され、当会の大槻四郎会員（伊那支部）が長年のご功績が認められて受賞の栄に浴されましたことをご報告いたします。



総務大臣表彰 大槻四郎会員（中央）



総会代議員

今回、会場正面に掲げられたスローガンは…、

「行政書士制度 法改正によるさらなる制度発展を」

「法定相続情報証明制度 行政書士こそメインプレイヤー」

「所有者不明土地問題 お役に立ちます行政書士」

「電子申請手続 行政書士の手により普及拡大を」

昨年度の事業・決算報告、新年度の事業計画・予算案について、各単位会の代議員から57件の質問が寄せられ、執行部が答弁した後、すべて可決承認されました。

今年度の事業計画は、国民がより活用しやすい行政書士制度の確立に向けて、「法改正の推進」「関係機関との連携強化」「職域の確保拡大」「行政書士制度のPR活動の強化・充実」の4点が重点課題として挙げられています。

議案審議の様子は「月刊日本行政」に掲載される予定です。

今年は役員改選の年に当たり、日行連の会長選挙が執行されました。

会長選挙の立候補者、遠田和夫候補（佐賀会）と常住豊候補（東京会）が代議員を前に思いを訴えた後に投票が行われ、遠田候補127票、常住候補104票との開票結果報告があり、遠田会長が再選されました。

休会後は国会議員をはじめとした来賓をお迎えしての懇親会が催され、初日の日程を終えました。



日行連遠田会長・山本会長



高市総務大臣

翌朝9時に再開した定時総会では、平成13年2月22日に天皇皇后両陛下のご臨席を賜り挙行された「行政書士制度50周年記念式典」のダイジェストが会場のスクリーンに映し出され、国民と行政とを繋ぐ行政書士の役割を再認識する機会となりました。

全日程終了後、日政連第37回定期大会が行われ、運動経過報告・決算報告、平成29年度運動方針案・予算案が原案どおり可決承認、政治連盟新役員も承認されました。



日政連定期大会



大会代議員

業 務 資 料

日行連発第83号

平成29年4月28日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 遠田 和夫

法定相続情報証明制度に係る法務省通達について

平素より、当会の事業推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月29日に不動産登記規則の一部を改正する省令が施行され、法定相続情報証明制度の運用が開始されることに伴い、法務省より各法務局長、地方法務局長に対し別添の通達が発出されましたので、会員の業務に係る実務面の情報として、下記のとおり送付いたしますのでご確認願います。

各単位会におかれましては、所属会員への周知にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通達につきましては、平成29年4月19・20日開催の当会理事会にて配付しましたことを申し添えます。

記

【別添資料】

- ・「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）」（平成29年4月17日・法務省民二第292号）

以上

法務省民二第 2 9 2 号
平成 2 9 年 4 月 1 7 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて (通達)

不動産登記規則の一部を改正する省令 (平成 2 9 年法務省令第 2 0 号。以下「改正省令」という。) が、本年 5 月 2 9 日から施行されることとなりましたが、その事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは不動産登記法 (平成 1 6 年法律第 1 2 3 号) を、「令」とあるのは不動産登記令 (平成 1 6 年政令第 3 7 9 号) を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則 (平成 1 7 年法務省令第 1 8 号) を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則 (平成 1 7 年 2 月 2 5 日付け法務省民二第 4 5 6 号当職通達) をいいます。

記

第 1 改正の趣旨

相統登記が未了のまま放置されることは、いわゆる所有者不土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ、平成 2 8 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 6」において相統登記の促進に取り組むとともに、同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2 0 1 6」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において相統登記の促進のため制度を検討することとされた。これを受け、相続人の相続手続における手続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相統登記の直接的な促進の契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相統登記について、これ

が未了のまま放置されることを抑止し、相統登記を促進するため、不動産登記規則を改正し、法定相統情報証明制度を創設したものである。

第 2 改正省令の施行に伴う事務の取扱い

1 法定相統情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間

(1) 登記所には、法定相統情報一覧図つづり込み帳を備えることとされた (規則第 1 8 条第 3 5 号)。また、法定相統情報一覧図つづり込み帳には、法定相統情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むこととされた (規則第 2 7 条の 6)。

法定相統情報一覧図を適正に保管するためには、法定相統情報一覧図つづり込み帳を備える必要がある。この法定相統情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類としては、法定相統情報一覧図のほか、申出書、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他公務員が職務上作成した証明書 (当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。) 及び代理人の権限を証する書面が該当する。

(2) 法定相統情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から 5 年間とされた (規則第 2 8 条の 2 第 6 号)。

そのため、保存期間を経過した場合には、他の帳簿と同様に廃棄することとなる。

2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合において、法定相統情報一覧図の写し (以下「一覧図の写し」という。) を提供したときは、その一覧図の写しの提供をもって、相統があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとされた (規則第 3 7 条の 3)。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写しの提供を相統があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなることろ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

- (1) 一般承継人による表示に関する登記の申請 (法第 3 0 条)
- (2) 区分建物の表題登記の申請 (法第 4 7 条第 2 項)
- (3) 一般承継人による権利に関する登記の申請 (法第 6 2 条)

- (4) 相続による権利の移転の登記（法第 6 3 条第 2 項）
- (5) 権利の変更等の登記（債務者の相続）（法第 6 6 条）
- (6) 所有権の保存の登記（法第 7 4 条第 1 項第 1 号）
- (7) 筆界特定の申請（法第 1 3 1 条第 1 項）
- (8) 地図等の訂正（規則第 1 6 条第 1 項）
- (9) 登記識別情報の失効の申出（規則第 6 5 条第 1 項）
- (10) 登記識別情報に関する証明（規則第 6 8 条第 1 項）
- (11) 土地所在図の訂正等（規則第 8 8 条第 1 項）
- (12) 不正登記防止申出（準則第 3 5 条）
- (13) 事前通知に係る相続人からの申出（準則第 4 6 条）

なお、申請人から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第 5 5 条の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することと差し支えない。

おって、一覧図の写しは飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない。

3 法定相続情報一覧図

(1) 登記名義人等について相続が開始した場合において、その相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本通達において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を申し出ることができる（規則第 2 4 7 条第 1 項）。

その他の手続とは、その手続の過程において相続人を確認するために規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号及び同項第 4 号に掲げる書面（以下「戸籍謄抄本」という。）の提出が求められるものをいい、例えば筆界特定の申請や地図等の訂正の申出のみならず、金融機関における預貯金の払戻し手続等も想定している。

また、当該相続人の地位を相続により承継した者とは、いわゆる数次相続が生じている場合の相続人が該当する。

(2) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができるとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項）。

これらの登記所は、申出人の利便性も考慮して申出先登記所の選択股を示したものである。

登記官は、専ら申出書に記載された情報や添付書面に基づき、これらの登記所のいづれかに該当することを確認することとする。

なお、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、これらの登記所に店頭してするほか、送付の方法によってすることもできる。

(3) 法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第 2 4 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）。

また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 1 号）。

法定相続情報一覧図の作成にあつては、次の事項を踏まえる必要がある。

ア 被相続人と相続人とを線で結ぶなどし、被相続人を起点として相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載とする。ただし、被相続人及び相続人を単に列挙する記載としても差し支えない。

イ 被相続人の氏名には「被相続人」と併記する。

ウ 被相続人との続柄の表記については、例えば被相続人の配偶者であれば「配偶者」、子であれば「子」などとする。

エ 申出人が相続人として記載される場合、法定相続情報一覧図への申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することによって差し支えない。

オ 法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の署名等には、

住所を併記する。なお、作成者が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載する。

カ 相続人の住所を記載する場合は、当該相続人の氏名に当該住所を併記する。

キ 推定相続人の廃除がある場合、その廃除された推定相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄の記載は要しない。

ク 代襲相続がある場合、代襲した相続人の氏名に「代襲者」と併記する。この場合、被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなるが、その表記は例えば「被代襲者（何年何月何日死亡）」とすることとする。

ケ 法定相続情報一覧図は、日本工業規格 A 列 4 番の丈夫な用紙をもつて作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

(4) なお、法定相続情報一覧図には、相続開始の時間における同順位の相続人の氏名等が記載される。したがって、数次相続が生じている場合は、被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が提供及び添付されることとなる。

4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

(1) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、規則第 247 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならないとされた（規則第 247 条第 2 項）。

この申出書は、別記第 1 号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

(2) 申出書には、申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第 247 条第 1 号）。

(3) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出を代理人に よってする場合は当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を記載することとされた。また、申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者に限るとされた（規則第 247 条第 2 項第 2 号）。

戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者とは、具体的には、弁護士、司

法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士である（各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む。）。

(4) 申出書には、利用目的及び交付を求める通数を記載することとされた（規則第 247 条第 3 号、第 4 号）。

登記官は、申出書に記載された利用目的が相続手続に係るものであり、その提出先が推認できることを確認するものとする。また、その利用目的に鑑みて交付を求める通数が合理的な範囲内であることも確認するものとする。

(5) 申出書には、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号を記載することとされた（規則第 247 条第 5 号）。

被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産が複数ある場合には、そのうちの任意の一つを記載することとするが、被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出をする場合には、当該登記所の管轄区域内の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

(6) 申出書には、申出の年月日を記載することとされた（規則第 247 条第 2 項第 6 号）。

(7) 申出書には、送付の方法により一覧図の写しの交付及び規則第 247 条第 6 項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨を記載することとされた（規則第 247 条第 2 項第 7 号）。

5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、前記 3 に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第 247 条第 3 項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1) 申出書には、被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書を添付することとされた。また、規則第 247 条第 1 項第 2 号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することとされた（規則第 247 条第 3 項第 2 号、第 4 号）。

除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることにより、その謄本が

添付されない場合は、当該謄本に代えて、「除籍等の謄本を交付することとできない」旨の市町村長の証明書を添付することで差し支えない。

これに対し、例えば被相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合は、登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができない。

(2) 申出書には、被相続人の最後の住所を証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 3 号）。

被相続人の最後の住所を証する書面とは、被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票が当たる。

これらの書面が市町村において廃棄されているため発行されないときは、申出書への添付を要しない。この場合は、申出書及び法定相続情報一覧図には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載するものとする。

(3) 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 5 号）。この書面には、当該申出人の戸籍の謄抄本又は記載事項証明書が該当するが、規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号及び第 4 号の書面により申出人が相続人の地位を相続により承継したことを確認することができるときは、添付を要しない。

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 6 号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の署名又は記名押印を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) 代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書面を添付することとされた（規則第 2 4 7 条第 3 項第 7 号）。

ア 法定代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、法定代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(イ) 親権者又は未成年後見人

申出人たる未成年者に係る戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(イ) 成年後見人又は代理権付与の審判のある保佐人・補助人

申出人たる成年被後見人又は被保佐人・被補助人に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書（被保佐人・被補助人については、代理権目録付きのもの）

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産管理人

申出人たる各管理人の選任に係る審判書

イ 委任による代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、委任状に加え、委任による代理人それぞれの類型に応じ、次に掲げるものが該当する。

(イ) 親族

申出人との親族関係が分かる戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

(ロ) 戸籍法第 1 0 条の 2 第 3 項に掲げられる者

資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等

なお、代理人が各土業法の規定を根拠に設立される法人の場合は、当該法人の登記事項証明書

ウ 代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、申出書にその住所を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第 2 4 7 条第 4 項）。

相続人の住所は、法定相続情報一覧図の任意的記載事項である。したがって、相続人の住所の記載がない場合は、相続人の住所を証する書面の添付は要しない。

7 一覧図の写しの交付等

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しを交付することとされた（規則第 2 4 7 条第 5 項前段）。

また、一覧図の写しには、申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印することとされた（規則第 2 4 7 条第 5 項後段）。

(1) 法定相続情報の内容の確認について

登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があったときは、速やかに、法定相続情報一覧図の内容を確認するものとする。

(2) 申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア 添付された法定相続情報一覧図の記載に、その他の添付書面から確認した法定相続情報の内容と合致していないなどの誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出人又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該法定相続情報一覧図の誤りを訂正させ、清書された正しい法定相続情報一覧図の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合についても、同様とする。

イ 添付書面が不足している場合、登記官は、申出人又は代理人に不足している添付書面を伝え、一定の補完期間を設けてその添付を求めるものとする。

ウ 上記ア又はイに係る不備の補完がされない場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 申出人又は代理人に対し、申出書及び添付書面を返戻する旨を通知するとともに、窓口において返戻を受ける場合はそのための出頭又は送付によって返戻を受ける場合は必要な費用の納付を求める。

(イ) 上記(ア)の求めに応じない場合は、申出があった日から起算して 3 か月を経過したのち、当該申出書及び添付書面を廃棄して差し支えない。

(3) 法定相続情報一覧図の保存について

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって確認した法定相続情報の内容と、法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しの作成のため、次の方法により法定相続情報一覧図を保存するものとする。

ア 法定相続情報番号の採番

登記官は、登記所ごとの法定相続情報番号を採番し、申出書の所定

の欄に記入するものとする。

イ 法定相続情報一覧図の保存

(ア) 登記官は、添付された法定相続情報一覧図をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

(イ) 上記アで採番した法定相続情報番号、申出年月日、被相続人の氏名、生年月日、最後の住所（最後の住所を証する書面を添付することとができない場合は、最後の本籍）及び死亡の年月日を電磁的記録に記録するものとする。

(ウ) 上記(イ)に際し、被相続人の氏名に誤字俗字が用いられている場合は、これを正字等（原則として通用字体）に引き直して電磁的記録に記録する。

(4) 一覧図の写しの作成

ア 用紙

一覧図の写しは、偽造防止措置が施された専用紙を用いて作成する。

イ 認証文及びその他の付記事項

(ア) 一覧図の写しに付記する認証文は、次のとおりとする。

「これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」

なお、上記(ア)により正しい法定相続情報一覧図を補完させた場合は、その補完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に、上記(イ)により不足している添付書面を補完させた場合は、当該添付書面の発行がいつであるかにかかわらず、不足している添付書面が補完された日を申出があった日とみなすものとする。

(イ) 一覧図の写しに登記官が記載する職氏名は、次のとおりとする。

「何法務局（何地方法務局）何支局（何出張所）登記官 何某」

(ウ) 一覧図の写しには、次の注意事項を付記するものとする。

「本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。」

(5) 一覧図の写しの交付及び添付書面の返却

登記官は、一覧図の写しを交付するときは、規則第 2 4 7 条第 3 項第 2 号から第 5 号まで及び同条第 4 項に規定する添付書面を返却すること

とされた（規則第 2 4 7 条第 6 項）。この一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、次により取り扱うものとする。

ア 登記所窓口における交付等の取扱い

窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは、その交付及び返却を受ける者に、申出書の申出人の表示欄又は代理人の表示欄に押印したものと同じの印を申出書の「受取」欄に押印させて、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認するものとする。

なお、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者が、印鑑を忘失等して押印することができない場合は、規則第 2 4 7 条第 3 項第 6 号又は同項第 7 号の規定により申出書に添付した書面と同一のものとの提示を受けることで代替して差し支えない。この場合は、申出書の「受取」欄に一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者の署名を求めるとする。

イ 送付による交付等の取扱い

一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、送付の方法によりすることができるとされた（規則第 2 4 8 条）。この方法によるときは、申出書に記載された当該申出人又は代理人の住所に宛てて送付するものとする。この場合には、申出書の所定の欄に一覧図の写し及び添付書面を送付した旨を記載するものとする。

ウ 一覧図の写し又は添付書面を申出人又は代理人が受け取らない場合は、申出があった日から起算して 3 か月を経過したのち、廃棄して差し支えない。

8 一覧図の写しの再交付

規則第 2 4 7 条各項の規定（同条第 3 項第 1 号から第 5 号まで及び第 4 項を除く）は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用することとされた（規則第 2 4 7 条第 7 項）。

(1) 再交付申出書

再交付申出書は、別記第 2 号様式又はこれに準ずる様式による申出書（以下「再交付申出書」という。）によってするものとする。

(2) 再交付申出書の添付書面

再交付申出書には、次に掲げる書面の添付を要する（規則第 2 4 7 条第 7 項において準用する同条第 3 項第 6 号及び第 7 号）。

ア 再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本を含む。）

なお、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は、その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要する。

イ 代理人によって申出をするときは、第 2 の 5 (5) に示す代理人の権限を証する書面

(3) 再交付の申出をすることができる者の確認

登記官は、一覧図の写しの再交付の申出があったときは、上記(2)の書面と当初の申出において提供された申出書に記載された申出人の表示とを確認し、その者が一覧図の写しの再交付の申出をすることができる者であることを確認するものとする。

9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じたため、その申出人が規則第 2 4 7 条各項の規定により再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をしたときは、登記官はこれに応じて差し支えない。この場合に、登記官は、それ以降当初の申出に係る一覧図の写しを交付してはならない。

なお、この場合の変更とは、例えば、被相続人の死亡後に子の認知があった場合、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に廃除があった場合などが該当する。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 平成 年 月 日)

申 出 年 月 日	平成 年 月 日	法定相続情報番号	-	-
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生 年 月 日 死亡年月日	年 月 日 年 月 日		
申 出 人 の 表 示	住所 氏 名 連絡先 被相続人との続柄	⑩ - - ()		
代 理 人 の 表 示	住所 (事務所) 氏 名 連絡先 申出人との関係	⑩ - - □法定代理人 □委任による代理人		
利 用 目 的	□不動産登記 □預貯金の払戻し □その他 ()			
必要な写しの通数・交付方法	通 (□窓口で受取 □郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人 (又は代理人) の表示欄にある住所 (事務所) となる。			
被相続人名義の不動産の有無	□有 □無 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)			
申出先登記所の種別	□被相続人の本籍地 □申出人の住所地 □被相続人名義の不動産の所在地			
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。				
(地方) 法務局		支局・出張所		宛
※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)				

受領	確認 1	確認 2	スキャナ・入力	交付	受取

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	平成 年 月 日	法定相続情報番号	-	-
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生 年 月 日 死亡年月日	年 月 日 年 月 日		
申 出 人 の 表 示	住所 氏 名 連絡先 被相続人との続柄	⑩ - - ()		
代 理 人 の 表 示	住所 (事務所) 氏 名 連絡先 申出人との関係	⑩ - - □法定代理人 □委任による代理人		
利 用 目 的	□不動産登記 □預貯金の払戻し □その他 ()			
必要な写しの通数・交付方法	通 (□窓口で受取 □郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人 (又は代理人) の表示欄にある住所 (事務所) となる。			
上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。3か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。				
(地方) 法務局		支局・出張所		宛

受領	確認	交付

受取

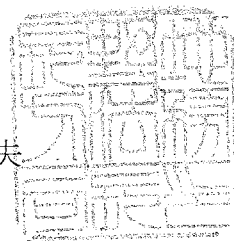


庶 16(2)第 599 号

平成 29 年 5 月 26 日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 本 田 法 夫



「法定相続情報証明制度」の広報について（依頼）

平素，法務行政の円滑な運営につきまして，格別の御理解と御高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，相続登記が未了のまま放置されることは，いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ，平成 28 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において相続登記の促進に取り組むとともに，同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において相続登記の促進のための制度を検討することとされました。

そこで，法務省において，相続登記を促進するための新たな制度として，「法定相続情報証明制度」を創設し，全国の登記所において 5 月 29 日から運用を開始することとなりました。

つきましては，法定相続情報証明制度広報用ポスター及びリーフレットを作成しましたので，御多忙の折，誠に恐縮に存じますが，適宜掲示及び配布いただきますよう，御配慮を賜りたく御依頼申し上げます。

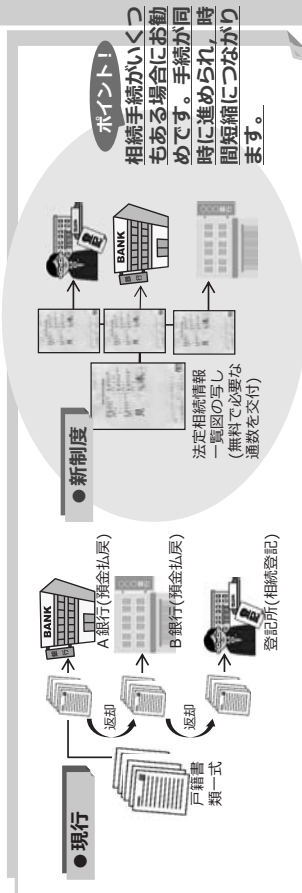
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつどめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。



STEP1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。
～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸籍除籍謄本 出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	☐
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所の市区町村役場	☐
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください。	各相続人の本籍地の市区町村役場	☐
④	✓ 申出人（相続人の代表者として、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など ※1 上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2 原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名・押印をしてください。	—	☐

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓ （法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合） 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。	各相続人の住所の市区町村役場	☐
⑥	✓ （委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2 （親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3 （資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	☐
⑦	✓ （②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	☐

29 農政第 80 号
平成 29 年(2017 年) 5 月 22 日

長野県行政書士会会長 様

長野県農政部農業政策課長

農地転用許可事務に係る添付書類の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり通知しましたので、今後の添付書類の取扱いについて、ご了承ください。

また、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の適切な運用が図られるよう御配慮をお願いします。

長野県農政部農業政策課農地調整係
（課長）中村正人 （担当）根本久美子
電話：026-235-7214（直通）
FAX：026-235-7393
E-mail：nosei@pref.nagano.lg.jp



29 農政第 80 号
平成 29 年 (2017 年) 5 月 22 日

地域振興局農政課長 様

農業政策課長

農地転用許可事務に係る添付書類の取扱いについて (通知)

農地転用の許可事務に係る添付書類について、関係法令の改正等に伴い、下記のとおり取扱いを明確化することとしました。

ついては、引き続き農地法の適切な運用が図られるよう御配慮をお願いします。

なお、市町村農業委員会へは通知済みです。

記

- 1 太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用許可の申請に係る添付資料について
太陽光発電設備の設置に係る農地転用許可の申請においては、平成 28 年 6 月 28 日付け 28 農政第 157 号農業政策課長通知により、経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書 (以下「設備認定通知書」という。)の写しの添付を求めるものとした。

今般、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)の一部改正に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から従来の設備認定の制度に代わり、新たな認定制度 (事業計画の認定) が導入されることとなった。

ついては、平成 29 年度以降に新たに認定を受けた事業者については、太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用の申請においても、新制度による認定通知書の写しの添付を求めることとするので御留意いただきたい。

なお、平成 28 年度までに設備認定を受けた事業者は、定められた期間内に事業計画を提出しなければならぬため、事業者が定められた期間内に事業計画を提出せず、認定が失効した場合は、農地転用許可を受けようとする土地について申請に係る用途に供することが確実と認められない (農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び第 5 条第 2 項第 3 号) ものと判断される。

また、新制度においては、電力会社と接続契約を締結した後、事業計画の認定を受けることとなるため、新制度による認定通知書の写しが添付される場合、平成 28 年 6 月 28 日付け 28 農政第 157 号農業政策課長通知の 1 の (2) の書類の提出は不要とする。

- 2 土地の位置を示す地図について

農地転用許可の申請においては、農地法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 79 号) 第 30 条第 2 号及び第 57 条の 2 第 2 項第 1 号の規定により、「土地の位置を示す地図」を添付しなければならないこととされており、また、農地法関係事務取扱要領の制定について (平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 408 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知) 別紙 1 の第 4 の 1 の (1) のイの (イ) 及び (2) のイによると、「申請に係る土地の地番を表示する図面」を添付することとされている。

上記に該当する書面について、本県における取扱いとして、法務局で取得したいわゆる公図 (謄本) の原本に加え、公図 (謄本) の写し及び法務局によるインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図が該当することを明確化するため、添付書類の取扱いについては、別紙一覽表のとおりとされた。

農業政策課農地調整係
課長：中村 正人 担当：根本 久美子
電話：026-235-7214 (直通)
FAX：026-235-7393
E-mail：nocho@pref.nagano.lg.jp



28 農政第 157 号
平成 28 年 (2016 年) 6 月 28 日

地方事務所長 様

農業政策課長

農地転用許可事務に係る取扱いについて (通知)

農地転用の許可事務に係る取扱いについて、関東農政局農村計画課に照会の結果、下記のとおり明らかになりましたので、この方針により対応するものとします。

ついては、引き続き農地法の適切な運用が図られるようご配慮をお願いします。

なお、市町村農業委員会へは通知済みです。

記

- 1 太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用の申請に係る添付資料について

太陽光発電設備の設置に係る農地転用許可の申請においては、申請に係る用途に供することが確実であることを確認するために、農地法施行規則 (昭和 27 年農林水産省令第 79 号) 第 30 条第 7 号及び第 57 条の 2 第 5 号に規定する「その他参考となるべき書類」として、申請者に下記の書類の提出を求めるものとする。

(1) 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し

(2) 次のいずれかの書類

なお、接続制限がかかっている土地の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しをもって、下記の書類に代えることができる。

ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書の写し (電力会社の受付印が押されたもの)

イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細 (受付番号の記載のあるもの) の写し

- 2 建売住宅に係る集落接続の判断について

農地法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 79 号) 第 33 条第 4 号に規定するいわゆる集落接続の適用について、本規定は、集落の通常の発展の範囲内で集落を核として参出し的行われる農地転用については、第 1 種農地であってもこれを認めることにより、集落の安定的な維持及び発展につながることを趣旨とするものである。

このため、既存の集落の規模を超えるような大規模な建売住宅は、集落の通常の発展の範囲内とは認められず、本規定の対象外となるものと考えられる。

- 3 運用開始

(1) 1 については、平成 28 年 9 月 1 日

(2) 2 については、施行日 (平成 28 年 6 月 28 日)

農業政策課農地調整係
課長：濱村 圭一 担当：根本 久美子
電話：026-235-7214 (直通)
FAX：026-235-7393
E-mail：nemoto-kuniko-r@pref.nagano.lg.jp

農地転用許可添付書類一覧

許可申請書添付書類一覧表

書 類 名	留 意 事 項 等
①定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法人のみ
②土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る
③土地の地番を表示する図面	原則として公図（法務局で取得した公図の写し及びインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可）
④転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面	縮尺1/50,000ないし1/10,000程度のもの
⑤建設予定建物・施設の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面	建設予定建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示（縮尺1/500ないし1/2,000程度のもの）
⑥・土地所有者の同意があったことを証する書面 ・耕作者の同意があったことを証する書面	・所有権以外の権原に基づいて申請をする場合 ・地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づく耕作者がいる場合
⑦関係法令の許認可等に係る申請書の写し等	都市計画法・森林法・砂利採取法等
⑧土地改良区の意見書	土地改良区の地区内にある農地の場合（意見を求めた日から30日経過後も意見が得られない場合には、その事由を記載した書面）
⑨取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書	水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
⑩事業計画書	個人住宅は原則として添付不要
⑪資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることが確認できる書面	資金計画書又は予算書については、申請書に記載又は別紙として添付 資金計画書又は予算書の裏付けとなる融資証明等資力があることが確認できる書面も必ず添付
⑫工事工程表	事業計画面積が5,000㎡以上のもの（その他は申請書記載で可）
⑬地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	事業地内に道水路がある場合
⑭その他参考とする書類 （許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）	＜例＞ ・住民票・戸籍謄本・相続関係書類等……申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合 ・印鑑証明書……抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合でその真意を確認する必要がある場合 ・太陽光発電設備の設置を目的とした申請の場合……経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し ※平成29年3月31日までに認定を受けた場合は、①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し及び②次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可） ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書の写し（電力会社の受付印が押されたもの） イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号の記載のあるもの）の写し

届出書添付書類一覧表

書 類 名	留 意 事 項 等
①土地の位置を示す地図	地図は1種類で足りる（縮尺1/50,000ないし1/10,000程度のもので可）
②土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る 申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合には、住民票・戸籍謄本・相続関係書類等を添付
③農地法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面（賃貸借の目的となっている農地の場合）	農事調停等による合意解約の場合は、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面を添付（賃借人が転用する場合は、添付不要）
④開発許可を受けたことを証する書面（農地法第5条第1項第6号の届出の場合）	

平成 29年（2017年）5月 12日

長野県行政書士会長 様

長野県環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このことについて、別添のとおり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29年 4月 28日環境省令第8号）の施行について通知がありました。

改正の内容は下記のとおりですので、その内容について御確認いただくとともに、貴会員への周知について御配意願います。

記

1 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請の添付書類に係る省令様式の追加

以下の添付書類を省令様式として定めることとする。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取り図
- ・当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ・申請者が個人である場合の資産に関する調書
- ・申請者が法第 14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

2 商業・法人登記の登記事項証明書の添付を要する変更届出**(1) 商業・法人登記の登記事項証明書の添付を要する変更届出関係**

役員の変更により、（特別管理）産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設に係る変更届出書を提出する場合に、法人にあっては、当該変更届出書に商業・法人登記の登記事項証明書を添付する。

(2) 商業・法人登記の登記事項証明書の添付を要する変更届出の提出期限関係

法人であって、（特別管理）産業廃棄物処理業に係る変更届出について、商業・法人登記の登記事項証明書の添付を要する場合には、当該変更届出書の提出期限を「10日以内」から「30日以内」とする。

3 施行期日

- (1) 1に掲げる事項 平成 29年 10月 1日
- (2) 2に掲げる事項 平成 29年 5月 15日

4 その他

省令附則第1項に記載されている「ただし、第十条の十及び第十条の二十三の改正規定は、（以下 略）」は、「ただし、第十条の十、第十条の二十三及び第十二条の十の二の改正規定は、（以下 略）」へ修正されとのことです（環境省確認済み）。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
課長：丸山 良雄 担当：胡桃澤 博司
電 話：026-235-7164
FAX：026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp



環境産廃第 1704281 号
平成 29 年 4 月 28 日

各都道府県・政令市産業物行政主管部（局）長 殿



環境省大臣官房産業廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 殿

産業物の処理及びびに消損に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

産業物の処理及びびに消損に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 8 号）は、平成 29 年 4 月 28 日に公布され、一部を除き、平成 29 年 10 月 1 日から施行される。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に留意なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 許可申請の添付書類の様式

1 改正の趣旨

産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請（以下「許可申請」という。）の添付書類については、平成 18 年 3 月 31 日付け環境産廃 060331001 号本職通知「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（産業物処理法の適用関係）について（通知）において、その様式を示してきたところである。今般、当該添付書類の様式について、産業物の処理及びびに消損に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「産業物処理法施行規則」という。）において当該添付書類の様式を定めたものである。

2 改正の内容

許可申請の添付書類につき、事業計画の概要を記載した書類（産業物処理法施行規則第 9 条の 2 第 2 項第 1 号）、事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図（同項第 2 号）、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（同項第 5 号）、申請書が個人である場合の資産に関する問書（同項第 7 号）及び申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面（同項第 10 号）に係る様式を定めること。（産業物処理法施行規則第 9 条の 2 第 3 項、様式第 6 号の 2、第 10 条の 4 第 5 項、第 10 条の 9 第 2 項、第 10 条の 12 第 2 項、第 10 条の 22 第 2 項及び第 11 条第 8 項）

3 その他

平成 18 年 3 月 31 日付け環境産廃 060331001 号本職通知「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（産業物処理法の適用関係）について（通知）第 3（1）及びそれに係る標準の様式は、平成 29 年 9 月 30 日限り、廃止することとしたこと。

第二 登記事項証明書の添付を要する変更届出

1 改正の趣旨

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない。産業廃棄物処理業者等又は産業廃棄物処理施設設置者は、変更届出において、氏名又は名称の変更の場合には、法人にあっては登記事項証明書、変更届出が必要であるとともに、役員の変更の場合にも、法人にあっては登記事項証明書の添付を求められている実態がある。

一方、登記事項証明書の交付の前記となる変更登記については、変更から 2 週間以内に変更の登記をすることとなり（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 915 条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされている。したがって、産業廃棄物処理業者等が法人の場合において、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合には、「変更の日から 10 日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

産業廃棄物処理業変更届出及び特別管理産業廃棄物処理業変更届出（以下「産業廃棄物処理業等変更届出」という。）並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付を定めるとともに、産業廃棄物処理業等変更届出について、法人にあっては、登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限を 30 日以内とすること。（産業物処理法施行規則第 10 条の 10 第 2 項及び第 3 項、第 10 条の 23 第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の 10 の 2 第 2 項）

第三 施行期日

- 1 第一に掲げる事項 平成 29 年 10 月 1 日
- 2 第二に掲げる事項 平成 29 年 5 月 15 日

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

（特別管理） 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳						年 月 日現在		
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で使用する第4条の規定する使用人の役員	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計	
人	人	人	人	人	人	人	人	

5. 環境保全措置の概要（運輸に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。
撮影年 月 日	

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)					年	月	日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)				
現金預金							
有価証券							
未収入金							
売 掛 金							
受取手形							
土 地							
建 物							
備 品							
車 両							
そ の 他							
資 産 計							
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)				
長期借入金							
短期借入金							
未 払 金							
預 り 金							
前 受 金							
買 掛 金							
支払手形							
そ の 他							
負 債 計							

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることとを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

長野県行政書士会会長 様

長野県環境部長

産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について（通知）

このことについて、事業者向け許可申請及び指定申請の手引を下記のとおり改定しましたので、お知らせします。

記

1 改定した手引

- (1) （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
- (2) （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
- (3) 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
- (5) 再生利用業指定申請の手引

2 改定の概要

- ・組織改正に伴うもの
- ・廃棄物処理法施行規則の一部改正（平成 29 年 5 月 15 日施行）に伴うもの
- ・添付書類の記載を修正
- ・一部様式を追加
- ・所要の改正

※主な改定内容は、各手引の最終ページに掲載しています。

3 施行年月日

平成 29 年 5 月 15 日

4 公開先ホームページアドレス

- 【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsunashi/index.html>
- 【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsuari.html>
- 【産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/sanhaishori.html>
- 【一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haiki/tebiki.html>
- 【再生利用業者指定申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/index.html>

担 当	資源循環推進課廃棄物審査係 課長：丸山 良雄 担当：萩原 大輔
電 話	026-235-7164
F A X	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

日行連発第 258 号
平成 29 年 6 月 15 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
国際・企業経營業務部
部長 光宗 五十六

在留資格認定証明書交付申請等に用いる「質問書」の改訂について

平成 29 年 6 月 6 日より日本人の配偶者、永住者の配偶者及び定住者の配偶者の「在留資格認定証明書交付申請」及び「在留資格変更許可申請」の際に提出する質問書の様式が改訂された旨、以下の法務省ホームページにおいて案内がありました。

法務省ホームページでは、同年 7 月 2 日までは新旧どちらの様式でも申請を受け付ける旨、案内がなされていますが、支局によっては旧様式での申請を受け付ける期間の取扱いが異なる場合がありますので、旧様式での申請の際は当該様式が利用可能か否か各支局に確認するようご案内願います。

貴会会員への本件に係る周知に御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【参考】

- ・ 法務省 HP（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

※申請書様式の欄に様式改訂の旨、記載があります。

- ・ 質問書（新様式）

<http://www.moj.go.jp/content/001226222.pdf>

※以下の日行連会員ページ（連 CON）においても、本件について御案内しております。

<https://www.gyosei.or.jp/members/#/comments/59409dbe20f53a7a268f4202>

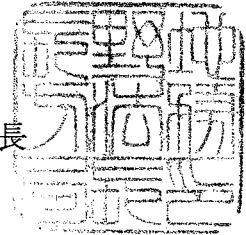
以上



国1(2)第 341 号
平成29年7月10日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長



国籍事務取扱庁の変更について（依頼）

平素は、法務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局上田支局、飯山支局、佐久支局、大町支局及び木曽支局において取り扱っております帰化・国籍取得等の国籍に関する事務につきましては、平成29年10月2日（月）から、別添チラシのとおり、当局戸籍課又は当局松本支局において取り扱うことになります。

つきましては、この旨を貴所属の会員の皆様に周知願いたく、御依頼申し上げます。

お 知 ら せ

平成29年10月2日（月）から、
長野地方法務局上田支局，飯山支局，
佐久支局，大町支局及び木曽支局にお
ける国籍事務の取扱いが変更されます。

長野地方法務局上田支局，飯山支局，佐久支局，大町支
局及び木曽支局管内で取り扱っていた国籍事務は，平成
29年10月2日（月）から，以下のとおり，当局戸
籍課又は松本支局において取り扱うことになります。

×上田支局，飯山支局，佐久支局	→	○戸籍課
×大町支局，木曽支局	→	○松本支局

詳しくは以下の法務局へお尋ねください。

- 長野地方法務局 戸籍課 ☎026-235-6629
- 長野地方法務局 松本支局 ☎0263-32-2571
- 長野地方法務局 飯田支局 ☎0265-22-0014
- 長野地方法務局 諏訪支局 ☎0266-52-2440
- 長野地方法務局 伊那支局 ☎0265-78-3462

（注） 国籍事務とは，帰化許可申請，届出による国籍取得及び国籍離脱のこと
とです。その概要は，次のとおりです。

- ・ 帰化許可申請・・・・・・・・外国人の方が日本国籍取得のため，法務大臣
に申請するものです。
- ・ 届出による国籍取得・・・・・・・・国籍法第3条又は第17条に定められた外国
籍の方が，届出することで日本国籍を取得す
るものです。
- ・ 国 籍 離 脱・・・・・・・・日本国籍とそれ以外の国籍を持つ重国籍の方
が日本国籍を離脱する手続です。
- ・ その他の国籍に関する相談・・国籍に関する相談をお受けします。

長野地方法務局

A D R 調 印 式

最大の難関を超えて ―弁護士会との協定成立―

ADR 特別委員会

副委員長 深澤和歌子

本年3月30日、長野県行政書士会と長野県弁護士会との間で、歴史的な協定が調印されました。足かけ10年を費やしてこぎつけた「行政書士 ADR センター長野の設置運営に関する協定書」と「覚書」（後掲）です。



弁護士会柳澤会長あいさつ



和田 ADR 特別委員長あいさつ



山本会長・柳澤会長



ADR 協定書調印式（本会会館）

平成19年度に、当時の竹内波美男会長のもとで発足し、法務省の認証機関となることを目指してきた ADR 特別委員会ですが、山あり谷ありの10年間でした。

司法制度改革で ADR（裁判外紛争解決）の必要性が認められて普及推進が始まり、司法書

士会や土地家屋調査士会が認証取得に乗り出すなか、同20年3月、日行連と日弁連はADR 4分野（外国人の就労・就学、自転車事故、ペットのトラブル、賃貸住宅の敷金返還・原状回復等）について協力する協定を結びました。

本会会員は当初より多大な時間と労力、経費をかけてADRの必要性や有効性、発展途上のその手法などを学び、山崎隆二会長時代には、2年間、国土交通省の補助事業として「賃貸住宅の敷金等に関する無料相談会」を実施し補助金（24年度は約208万円、25年度は約164万円）の交付を受けるなど、活動を展開しました。しかし、認証申請は難航し、会内で事業の継続を危ぶむ声も完全に消えることはありませんでした。

最大の難関だったのが、県弁護士会との協議です。法務省の機関認証の要件として「紛争解決手続きの実施に当たり法令の解釈摘要に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置」が定められています。そのため、弁護士会または個人の弁護士との協定が必要でした。竹内会長時代に県弁護士会へ協議を申し入れ、他単位会の取り扱い分野（相続や外国人全般等）の認証状況を検討した期間がありました。その後、山崎会長時代に改めて弁護士会へ協議を申し込んで「恒常的な非弁活動を自浄すること」を求められ改善に努めたり、改善を認められた後も「外国人の就労・就学」1分野のみ以外では協定は不可能、と回答されたりと、厳しい道のりでした。

1分野だけならむしろADRから撤退を、という意見が本会内で強くなるなか、27年度から山本準一会長のもと、弁護士会と実務者レベルの非公式協議を9回行い、互いにぎりぎりの交渉を進めた結果、4分野（自転車事故とペットトラブルに上限140万円を設定）での協定合意に至りました。

この合意は、日常的な紛争の解決について行政書士も国民の役に立とう、もはやADRの取り組みなくして「街の法律家」とはいえない、他士業に取り残されてしまう。やるならば日行連と日弁連が合意した原則4分野を取り扱って最大限の活動をしなくては意味が無い、という強い思いに対し、弁護士会もせっかく続けてきた協議を何とか前向きに決着させよう、とご理解ご努力をいただいた結果です。全国的にADR推進の動きは逆戻りのできないレベルに至っており、県弁護士会もこの4月に独自の紛争解決センターを設立されました。

ただし、この弁護士会との協調関係の大前提として、法に則り非弁活動を行わないという点を全会員に周知し、会として徹底していくことが必要です。士業がそれぞれ尊重しあうという点からも当然のことであり、研修や広報を通じて一層のコンプライアンス（法令順守）の精神を根付かせていかないとはいけません。難関を超えたとはいえ、これからも認証申請に向けた情報収集や規則集の見直し、弁護士会との協議、研修の実施、組織体制の準備など課題は山積です。皆様の更なるご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

初代ADR特別委員会副委員長であり、平成27、28年度、再びADR委員として活動を支えて下さった宮原聖先生（上田支部）——本年2月にご逝去された宮原先生に以上ご報告致しますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

行政書士ADRセンター長野の設置運営に関する協定書

長野県行政書士会（以下「甲」という。）と、長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、日本行政書士会連合会と日本弁護士連合会が平成20年3月26日付で締結した基本合意に基づき、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律による法務大臣の認証を得て設置する「行政書士ADRセンター長野」（以下「ADRセンター」という。）を設置及び運営するにあたって、以下のとおり協定する。

（趣旨）

- 第1条 本協定は、甲がADRセンターを設置、運営するにあたり、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日法律第151号）（以下「法」という。）の規定による弁護士の助言を受けることができる体制及び甲と乙との協力関係について定めるものとする。
- 2 甲と乙は、ADRセンターが適正に運営されるよう互いに協力し、必要な事項については協議のうえ決定することとする。

（ADRセンターの概要）

- 第2条 ADRセンターの運営主体は、甲とする。
- 2 ADRセンターの事務局は、甲内に置く。
- 3 ADRセンターは、ADRセンター長、ADR副センター長及び運営委員により構成されるADRセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が運営する。

（ADRセンターの業務）

- 第3条 ADRセンターは、次に掲げる業務を行う。
- （1）調停手続の実施
 - （2）調停手続の教示に関する相談（申込者に調停手続の実施の申込をする意思があるかの確認、調停手続の説明、手数料の説明等を行うものを想定する。法律相談を除く。）
 - （3）調停人の養成、資質保持及び能力向上のための研修の実施
 - （4）ADRセンターの業務についての広報活動
 - （5）裁判外紛争解決手続の制度や手法に関する調査研究
 - （6）関係機関との連携協力体制の確立、維持及び推進
 - （7）前各号に附帯する一切の業務
- 2 ADRセンターの運営及び手続は、甲が乙との綿密な協議の上定めるADRセンター規則、ADRセンター調停規程その他の規程等に基づいて行う。

(運営関与弁護士)

第4条 運営委員会に、乙の推薦を受けた弁護士を運営委員として選任する（以下、当該弁護士を「運営関与弁護士」という。）。

2 運営関与弁護士の数は、運営委員会を構成する運営委員の3分の1を越える数とする。

(手続関与弁護士及び紛争解決小委員会)

第5条 手続関与弁護士は、一件記録及び資料を検討し、法的検証を行うとともに、自ら手続実施者又は助言者として調停に参加する。

2 ADRセンターは、乙の推薦に基づき、手続関与弁護士候補者リストを整備する。

3 ADRセンターは、運営委員会の他に、調停手続毎に一件記録及び資料を検討する紛争解決小委員会を設置する。

4 ADRセンター長は、調停手続毎に、手続関与弁護士候補者リストの中から手続関与弁護士1名を選任し、行政書士の調停人2名と併せた3名をもって1事案を担当する紛争解決小委員会を編成する。

5 紛争解決小委員会は、弁護士である委員の意見及び判断を尊重しつつ一件記録及び資料を検討、精査し、強行法規又は公の秩序又は善良の風俗に反するおそれ若しくは高度な法的判断等を要するか否かの法的検証を行う。

6 紛争解決小委員会の弁護士である委員は、担当する事案が高度な法的判断等を要すると認めるときは（その判断は、申込における請求金額や困難な法律問題の有無等による。）、みずから手続実施者として当該調停手続に参加する。ただし、調停手続に参加するか否かは、弁護士である委員の判断に委ねるものとする。

7 紛争解決小委員会の弁護士である委員が、担当する事案が高度な法的判断等を要しないと認めるときは、手続実施者として参加せずに、行政書士の調停人に必要に応じて助言を行う等適切な方法を選択する。この場合、手続関与弁護士は、当日の疑義等に備え、調停手続中は連絡の取れる体制で待機するものとする。

8 前項の場合であっても、紛争解決小委員会の弁護士である委員は、その後の状況により改めて手続実施者として当該調停手続に参加することを決定することができる。この場合はすでに選任されている行政書士の調停人2名とともに手続実施者として当該調停手続に参加するものとする。

9 紛争解決小委員会の弁護士である委員が手続実施者とならない場合、行政書士の調停人は、手続関与弁護士が当該事案の内容、経過等について常時把握し、助言できるよう情報等の提供に努める。

10 当事者が調停手続において合意に至った場合、手続関与弁護士は、合意に関する書類を精査し、法的検証を行うとともに、必要に応じて手続実施者に対して助言を行う。

(ADRセンターが取扱う紛争)

第6条 ADRセンターが取扱う紛争の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 長野県内に事業所を有する事業者（事業を行う個人を含む。）に雇用されている外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下この号において同じ。）若しくは派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）であってその派遣されている派遣先の事業所が長野県内である外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた当該事業所内における労働環境、職場環境に関する紛争及び長野県内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校をいう。）に在籍する外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値の相違に起因して生じた教育環境に関する紛争
 - (2) 長野県内において発生した自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の走行に起因する交通事故（同条第8号に規定する車両のうち自転車以外のものとの交通事故を除く。）に関する紛争
 - (3) 長野県内に住所又は居所を有する者が飼養する愛護動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項に規定する愛護動物をいう。以下同じ。）による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争
 - (4) 長野県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争
- 2 ADRセンターは、前項第2号及び同項第3号の紛争については、紛争額が140万円以下の場合に限り取り扱うことができる。
- 3 前項の紛争額の算定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 第1項第2号の紛争、同項第3号の紛争のうち愛護動物が人に傷害を負わせた事故に関する紛争
申込者が調停申込書等において主張する請求金額ではなく、審査をする時点において、『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準』（以下、「赤い本」という。）の最新版に基づき客観的に算定される損害賠償請求額の総額。但し、紛争額の算定にあたり過失相殺及び素因減額は考慮しない。また、当事者が求める謝罪等の非金銭請求及び損害賠償以外の請求については、紛争額の算定に含めないものとする。
 - (2) 第1項第3号の紛争のうち愛護動物の死傷及び愛護動物に対する獣医療に関する損害賠償請求

ア 愛護動物の治療に要した費用、通院交通費等の積極損害については、実費を紛争額の算定に含める。

イ 当事者が、愛護動物の死傷に対する精神的苦痛の慰謝料を求める場合に、具体的な慰謝料額を明らかにしない場合、慰謝料額については次のとおりとする。

(ア) 愛護動物が死亡した場合又は傷害により重大な障害が発生した場合
10万円とみなす

(イ) 愛護動物が受傷したにとどまる場合 慰謝料は発生しないものとみなす

ウ 愛護動物が死亡した場合の愛護動物の時価評価額について、当事者が具体的な金額を主張しない場合は、当該愛護動物の取得価額又は10万円のいずれか高い額とする。

エ 過失相殺及び素因減額は、紛争額の算定に考慮しない。

(3) 第1項第3号の紛争のうち前2号以外の紛争

申込人が調停申込書等において主張する紛争額。但し、手続関与弁護士が当事者に求釈明する等の方法によっても具体的な紛争額が不明な場合、紛争額は140万円以下とみなす。

- 4 第2項の紛争額を算定するにあたり、当事者が調停申込書等において主張していない損害項目であっても、法的に損害賠償請求権が発生する場合は、前項の算定方法に従い紛争額に含めるものとする。
- 5 申込者が紛争額の一部のみを請求する申込をおこなったとしても、前2項に従い算定される紛争額を積算した全額を紛争額とみなす。
- 6 人的損害に対する賠償請求の事案において、受傷者が治療終了又は症状固定に至っていない場合は、調停での終局的解決に馴染まないため、申込を不受理とする。
- 7 センター長は、調停手続の申込があったときは、当該申込の受理・不受理を決定する前に、調停申込書その他の申込から提出された書面の写しを運営関与弁護士にすみやかに回付し、当該申込が第1項及び第2項の要件を満たしているかの審査（以下、「要件審査」という）をさせなければならない。
- 8 要件審査において、運営関与弁護士が、当該申込にかかる紛争が第1項若しくは第2項の要件を満たさないと判断したとき、又は第6項により不受理とすべきことを判断したとき、ADRセンター長は、当該申込を不受理とする決定をしなければならない。
- 9 第2項に掲げる要件の審査は、調停手続の申込後、受理・不受理決定前におこなわれる要件審査において行い、申込を受理する決定がなされた後は、その後請求額が拡張され140万円を越えた場合であっても、ADRセンターは当該紛争を取り扱うことができる。

(弁護士会の協力)

第7条 弁護士会は、ADRセンターの手続実施及び運営に関し、以下の内容の協力を行う。

- (1) ADRセンターの構成や諸規則に関する助言を行うこと
- (2) 手続関与弁護士及び運営関与弁護士を推薦すること

(甲及び乙間の確認事項)

第8条 甲及び乙は、次に掲げる事項を確認した。

- (1) ADRセンターで取扱う紛争は、第6条第1項及び同条第2項に規定する範囲に限られ、それを越えて民事紛争や家事紛争一般を扱うものではないこと。
- (2) 甲は、「行政書士ADRセンター長野」の名称を用いることによって、前記以外の紛争についても取り扱っているかのような誤解等が発生することがないように努めること。
- (3) ADRセンターは、法律問題の相談を予定していないこと。また、調停手続において行政書士が代理権及び代理類似行為を予定していないこと。
- (4) ADRセンターは、弁護士法第72条に抵触しない範囲で運営し、かつ、公正な紛争解決が担保されるよう万全の配慮がなされること。
- (5) ADRセンターの運営については、透明性が図られていること。
- (6) 運営関与弁護士及び手続関与弁護士として就任する弁護士には、ADRセンターから適正な報酬、日当が支払われること。
- (7) 甲は、ADRセンターの事業に関わる者のスキルアップ及び能力担保のため、計画的に研修会を実施し、また乙はこれに協力すること。

(協定の変更)

第9条 甲及び乙は、この協定を変更する必要があるときは、甲乙間の協議によって変更することができる。

(その他)

第10条 この協定の運用に関して疑義及び運用上問題が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し解決に努めるものとする。

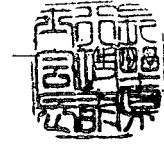
以上の合意の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 長野市大字南長野南県町1009-3

長野県行政書士会

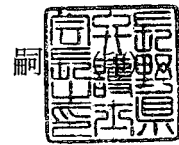
会 長 山 本 準



乙 長野市妻科432番地

長野県弁護士会

会 長 柳 澤 修



覚 書

長野県弁護士会（以下「甲」という。）と長野県行政書士会（以下「乙」という。）とは、今般、甲乙間にて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR利用促進法」という。）及び日本弁護士連合会と日本行政書士会連合会の協定に基づき、行政書士ADRセンター長野（以下「本センター」という。）の設置運営に関する協定（以下「本件協定」という。）を締結するにあたり、以下のとおり合意する。

- 1 乙は、乙の会員である行政書士に対し、本件協定の趣旨、内容を周知徹底させるものとする。
- 2 乙は、乙の会員である行政書士に対し、本センターの事業に関する与否を問わず、その活動が弁護士法第72条に抵触することのないよう十分な指導を行う。
- 3 甲及び乙は、乙の会員である行政書士が本センターで取り扱う分野の紛争に関する相談を受けたときは、本センターの紹介及び本センターの手続的説明をなすにとどめ、法律相談となる行為（法律の解釈適用について見解を述べる、法的助言を与える等の行為。調停申込みの前提としての法律相談を含む。）を行わないことを確認する。
- 4 甲及び乙は、乙の会員である行政書士が、本センターの調停手続における受付書その他の手続書類の作成に関し、書類作成料、相談料等の報酬を受領してはならないことを確認する。
- 5 甲又は甲の会員である弁護士が、乙の会員である行政書士が、本センターの事業に関する与否を問わず、同条に違反する疑いのある行為をしたことを発見したとき、甲は、乙に対し、当該行為に対する対応について協議を申入れることができ、乙は、これに応じるものとする。
- 6 前項に規定する協議において、乙の会員である行政書士の行為が同条に違反するものと認められたとき、乙は、行政書士法第14条の3の規定に基づく長野県知事に対する請求を行うことを含め、厳正に対処するものとする。

- 7 ADR利用促進法等、本センターの事業にかかわる法令が改正された場合、甲又は乙は、他方に対し、当該改正に関連する条項、規則等の見直しについて協議を申し入れることができ、申し入れを受けた側は協議に応じるものとする。

本合意が成立したことを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 長野市妻科432番地

長野県弁護士会

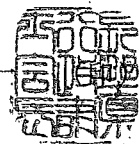
会 長 柳 澤 修 嗣



乙 長野市大字南長野南県町1009-3

長野県行政書士会

会 長 山 本 準



事業報告

県主催グローバルキャリアフェアに参加しました

副会長 吉田 靖史

5月20日に長野県国際課主催の「グローバルキャリアフェア2017」が、長野市の信州大学工学部キャンパスを会場に行われました。

この企画の実施にあたり、本会と長野県の連携事業として相談員派遣の依頼要請を受け、赤羽国際部長と共に相談員として参加しました。

県との連携事業は、昨秋、臼井企画研修部長が講師として招かれた知的財産セミナーに続くものです。

今回のフェアは、外国人留学生等と優秀な人材を求める県内企業とのマッチングを応援するもので、県内企業25社、留学生60名が参加しました。

私たち行政書士に求められた役割は、外国人が就労するために必要な在留資格に関することについて、設けられた専用ブースで参加者からの相談を受けるというものです。

寄せられた相談は、企業から5件、留学生等からは2件でした。

企業からの相談では、雇用した留学生の在留資格変更許可申請をご自分たちで行ったところ不許可になったというような企業の経営計画に影響を及ぼす案件もありました。

いずれの相談も事前に行政書士に相談していただければ、ともに解決策を見いだせるようなものであると感じました。

私たち行政書士には、外国人の在留資格の手続き等をサポートするエキスパートであるという自負があります。しかし、今回の企画への参加は、まだまだ私たちの存在が認知されていないという現実を痛感する機会にもなりました。

(役職名は、いずれも当時のものです)

詳しくはホームページをご覧ください

Global Career Fair in NAGANO 2017 開催のご案内

グローバルキャリアフェア開催

グローバル人材と企業とのマッチングを応援します
グローバルな人材を求める企業と高度な知識やスキルを身に備えたグローバル人材との出会いの場を提供します。
是非この機会にご参加ください。

参加予定企業数：県内約25社

平成29年5月20日(土) 時間：13時30分～17時00分
(受付：13時00分～)

会場：信州大学工学部(長野市若里4-17-1)
信州科学技術総合振興センター(SASTec)3階

内容：①企業(業種問わず)ごとにブースを設け、
企業担当者から会社の業務等を直接
話すことができます。
②一般相談コーナーで、就労や在留、
生活に関する相談をすることができます。

【参加について】

- ・ 参加資格：県内外学校留学生(学年及び学部を問いません)、
全国のJETプログラム参加者、
外国語指導助手及び国際交流員
- ・ 参加費：無料(参加に係る旅費及び宿泊費は自己負担となります。)
- ・ 服装：スーツ等ビジネス場面に相応しい服装

④ 詳細情報について下記のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/sangyo/kokusai/tabunka/tabunka/naganocareerfair.html>

主催：長野県、(公財)長野県国際化協会
共催：国立大学法人 信州大学、(一財)自治体国際化協会
協力：長野県行政書士会、東京入国管理局長野出張所、長野労働局
(一社)長野県経営者協会

【お問い合わせ先】
長野県国際課多文化共生係
TEL：026-235-7165
FAX：026-232-1644
〒380-8570 長野市大字南長野下692-2
「この事業は、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業により実施されています。」

県国際課グローバルキャリアフェア案内



グローバルキャリアフェア

JETRO「グローバル人材活用セミナー in 長野」に講師派遣依頼

副会長 吉田 靖史

日本貿易振興機構（JETRO）の「新輸出大国コンソーシアム」事業に日行連も参画し、外国人材を雇用する際に必要な在留資格申請手続きをサポートする行政書士を紹介する制度が実施されています。

その内容は、日行連やJETROのホームページに掲載されていますのでご覧ください。

本会も連携事業に協力すべくジェトロ長野を訪ねたところ、標記セミナーへ講師派遣の打診があり、本会共催の事業としてお引き受けしました。

セミナーは、6月5日に長野バスターミナル会館を会場に三部形式で行われ、第一部のテーマ「そもそも在留資格とは？」「働くための在留資格、何が変わる？技能実習制度」を赤羽康志副会長と私が担当し、第二部「外国人材の採用・育成・定着について」と第三部「国際化促進インターンシップ事業について」のテーマはジェトロの講師等が41名の参加者にお話ししました。

参加者は、県内製造業などの企業や商工会議所、金融機関、自治体など多岐にわたり、行政書士制度をアピールする絶好の機会にもなりました。

新輸出大国コンソーシアム事業

JETRO ジェトロ長野

グローバル人材活用セミナー in 長野
～外国人材雇用・実習生受入等について専門家がわかりやすく解説します～

近年、我が国においては人口減少に伴う労働者不足などを背景に、高度外国人材、外国人研修生、留学生などの多様な人材確保のニーズが高まっています。
本セミナーでは企業の海外展開における多様な人材確保のニーズに対応するため、外国人採用に資する上で必須となる「在留資格」について、行政書士が具体的なケーススタディを交え、手続きや必要事項をわかりやすくお話しします。
また、ジェトロ新輸出大国コンソーシアム事業の一環として、海外展開を目指す中堅・中小企業様の高度外国人材の活用をサポートするため、当県分野のエキスパートによる外国人材の定着・定着のポイントについての解説とワークショップを開催いたします。
企業様の個別のお悩みに対応する相談会も開催しますので、ぜひご参加ください。

◆ 日 時: 2017年6月5日(月) 13:30～16:50 ※受付開始 13:00～
◆ 会 場: 長野バスターミナル会館 (長野市中央所開出 178-2)
<http://www.nagano-bt.co.jp/access/access.html> ※駐車場 1 時間まで無料、超過分は企業様負担
◆ プログラム
13:30～14:50 テーマ①「そもそも在留資格とは？」
テーマ②「働くための在留資格、何が変わる？技能実習制度」
講師: 長野県行政書士会 副会長 吉田 靖史 氏
// 国際部長 赤羽 康志 氏
15:00～16:00 テーマ③「外国人材の採用・育成・定着について」
講師: ジェトロ新輸出大国コンソーシアム「高度外国人材」エキスパート 西若 博子氏(予定)
(参加者同士でグループディスカッションをしていただくパートもあります。)
16:00～16:15 テーマ④「国際化促進インターンシップ事業について(日本人派遣・外国人受入)」
ジェトロ 総務部(国際展開支援担当) 田中 一史
16:20～16:50 講師 3 名による個別相談会(事前お申込み制、先着順 3 社。)
(対面講師は、ご参加内容に基づきジェトロ長野にて決定いたします。)

◆ 定 員: 40 名
◆ 参加費: 無料
◆ 主 催: ジェトロ長野貿易情報センター
◆ 共 催: 長野県行政書士会
◆ 後 援: 長野県、独立行政法人国際協力機構(若手海外協力隊員研修所(JICA 駒ヶ根)、一般財団法人国際リサーチ・エクステンションセンター (AREC)、株式会社ハニ二銀行市場国際部

◆ お申し込み: 別途参加申込書に必要事項をご記入の上、5月31日(火)までにジェトロ長野へ
➤ FAXにてお申し込みください (FAX 026-224-2771)。
◆ お問い合わせ: ジェトロ長野 (担当: 奥村・石川) TEL:026-227-6080

JETRO セミナー案内



JETRO 会場の様子

お知らせ

長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について

(平成29年4月14日理事会議決)

○長野県行政書士会会則施行規則（昭和61年4月1日）の一部を次のように改正する。

新	旧
(業務組織) 第11条 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。 (1) 正副会長会 (2) 支部長会 (3) 総務部 (4) 農林建設部 (5) 運輸交通部 (6) 国際部 (7) <u>環境生安部</u> (8) <u>研修部</u> (9) <u>法務部</u> (10) <u>広報監察部</u> (11) <u>A D R 特別委員会</u> 2 (略) (業務分掌等) 第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。 (1) ～ (6) (略) (7) <u>環境生安部</u> ① 保健、福祉、風俗営業、消防、古物その他生活安全に関する事項 ② 廃棄物処理業その他環境対策に関する事項 (8) <u>研修部</u> ① 新規登録者必須研修、法定業務研修	(業務組織) 第11条 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。 (1) 正副会長会 (2) 支部長会 (3) 総務部 (4) 農林建設部 (5) 運輸交通部 (6) 国際部 (7) 保健環境・生活安全部 (8) 企画研修部 (9) 市民法務部 (10) 広報部 (11) 監察部 (12) A D R 特別委員会 2 (略) (業務分掌等) 第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。 (1) ～ (6) (略) (7) 保健環境・生活安全部 ① 保健、福祉、風俗営業、消防、古物その他生活安全に関する事項 ② 廃棄物処理業その他環境対策に関する事項 (8) 企画研修部 ① 新規登録者必須研修、法定業務研修

に関する事項 ② 各専門部及び支部との研修会の調整・管理に関する事項 ③ 新規業務の研修に関する事項 (9) 法務部 ① 相続、成年後見及び契約等の権利義務及び事実証明に関する事項 ② 市民相談に関する事項 ③ 新規業務の開拓及び知的資産に関する事項 (10) 広報監察部 ① 会報の発行、ホームページの管理その他広報活動に関する事項 ② 行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項 ③ 非行政書士による業務の監察に関する事項 (11) ADR特別委員会 ① 裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項 ② 裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項 ③ 裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項	に関する事項 ② 知的資産その他新規業務の開拓及び当該業務の研修に関する事項 (9) 市民法務部 ① 相続、成年後見及び契約等の権利義務及び事実証明に関する事項 ② 市民相談に関する事項 (10) 広報部 ① 会報の発行、ホームページの管理その他広報活動に関する事項 (11) 監察部 ① 行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項 ② 非行政書士による業務の監察に関する事項 (12) ADR特別委員会 ① 裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項 ② 裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項 ③ 裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項
附 則 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。 (以下略) 附 則 この規則は、平成29年4月14日から施行する。	附 則 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。 (以下略)

※改正後の長野県行政書士会会則施行規則につきましては、本会ホームページをご覧ください。



平成29年度行政書士試験のご案内

1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

2 試験日及び時間

平成29年11月12日(日) 午後1時～午後4時まで

3 試験会場

J A長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

4 受験手数料 7,000円

5 受験願書受付期間

(1) 郵送申込み

平成29年8月7日(月)～9月8日(金)消印有効

(2) インターネット申込み

平成29年8月7日(月)午前9時～9月5日(火)午後5時

6 合格発表 平成30年1月31日(水)

7 問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

総務大臣表彰

本会元副会長大槻四郎氏（伊那支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、去る6月22日総務大臣表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。



2017年6月22日

平成29年度 総務大臣表彰表彰状授与式

日本行政書士会連合会

於 シェラトン都ホテル東京

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

メールマガジンの発行について

長野県行政書士会では、会員の皆様を対象として、公式ホームページの更新情報、法改正情報、業務関連情報等の配信を行うこととなりました。

つきましては、メールマガジンの購読（受信）を希望される方は、件名に「メールマガジン登録希望」と記載し、事務局宛のメールでご登録ください。

事務局：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



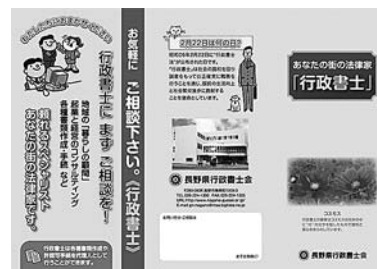
1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----
_____ 支 部 _____
氏 名 _____
_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士 PR 用パンフレットの注文

行政書士の PR 用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----
_____ 支 部 _____
氏 名 _____
_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□正副会長会

- 1 と き 平成29年 3月14日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、清水各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 組織改編について
 - (2) 平成29年度事業計画(案)と予算(案)について
 - (3) 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (4) その他

□理事会

- 1 と き 平成29年 3月14日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、清水各副会長、木内、柳澤、赤羽、関、二瓶、小野、深澤、臼井、松島、岡田、和田、小畑、宮下、高田各理事
- 4 会議事項
 - (1) 組織改編について
 - (2) 平成29年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (3) 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (4) その他

□関東地方社会保険未加入対策協議会長野県ワーキンググループ

- 1 と き 平成29年 3月16日(木)
- 2 と ころ 長野市、長野合同庁舎
- 3 出 席 者 木内農林建設部長
- 4 議 題
 - (1) 関東地方社会保険未加入対策推進協議会の取組みについて
 - (2) 長野県ワーキンググループ構成団体の取組みについて

(3) 意見交換

□商工会連合会臨時総会

- 1 と き 平成29年 3月23日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 山本会長

□市民法務部研修会

- 1 と き 平成29年 3月25日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、小野部長、宮下副部長、木下部員、会員12名
- 4 内容・講師
第5回民法講座・信州大学法科大学院 教授
長瀬一治 先生

□信州大学法科大学院閉校式

- 1 と き 平成29年 3月27日(月)
- 2 と ころ 松本市、信州大学人文・経法学部
- 3 出 席 者 二瓶広報部長

□本会と弁護士会とのADR調印式

- 1 と き 平成29年 3月30日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、坂本各副会長、和田委員長、深澤副委員長
- 4 弁護士会 会長柳澤修嗣様、副会長長瀬孝浩様、業務対策委員相馬弘昭様、業務対策委員会他士業対策部会長江口伸介様

□監査

- 1 と き 平成29年 4月10日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 熊井、小林各監事、山本会長、和田総務部長・政連会長、土屋幹事長
- 4 監査執行状況

平成28年度一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月14日(金)開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□表彰選定会議

- 1 と き 平成29年4月10日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長

4 会議事項

- (1) 平成29年度表彰者の選定について

□正副会長会

- 1 と き 平成29年4月10日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長

4 会議事項

- (1) 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正(案)について
- (2) 平成28年度事業報告及び決算について(監査報告)
- (3) 未納会費の欠損処分について
- (4) 平成29年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (5) 平成29年度表彰者の決定について
- (6) 平成29年度定時総会等の進行計画(案)について
- (7) その他

□理事会

- 1 と き 平成29年4月14日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、木内、土屋、柳澤、赤羽、関、二瓶、小野、深澤、臼井、松島、岡田、和田、小畑、宮下、高

田各理事、熊井、小林各監事

4 会議事項

- (1) 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正(案)について
- (2) 平成28年度事業報告及び決算について(監査報告)
- (3) 未納会費の欠損処分について
- (4) 平成29年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (5) 平成29年度表彰者の決定について
- (6) 平成29年度定時総会等の進行計画(案)について
- (7) その他

□弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 平成29年4月20日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出 席 者 山本会長、深澤ADR特別副委員長

□上田支部総会

- 1 と き 平成29年4月21日(金)
- 2 と ころ 上田市、ささや
- 3 出 席 者 吉田副会長

□佐久支部総会

- 1 と き 平成29年4月29日(土)
- 2 と ころ 佐久市、ゴールデンセンチュリー一萬里温泉
- 3 出 席 者 山本会長

□伊那支部総会

- 1 と き 平成29年5月1日(月)
- 2 と ころ 伊那市、JA上伊那本所
- 3 出 席 者 山本会長

□長野支部総会

- 1 と き 平成29年5月10日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長

☐松本支部総会

- 1 と き 平成29年5月11日(木)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 山本会長

☐選挙管理委員会

- 1 と き 平成29年5月11日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 小林委員長、福井副委員長、齊藤、片桐、原田、春日各委員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度会長選挙立候補者について
 - (2) 会長選挙事務について
 - (3) その他

☐諏訪支部総会

- 1 と き 平成29年5月12日(金)
- 2 と ころ 諏訪市、ホテル鷺の湯
- 3 出 席 者 山本会長

☐飯田支部総会

- 1 と き 平成29年5月12日(金)
- 2 と ころ 飯田市、シルクホテル
- 3 出 席 者 山本会長

☐一日合同行政相談所

- 1 と き 平成29年5月16日(火)
- 2 と ころ 松本市、井上百貨店
- 3 出 席 者 三浦、長田各松本支部会員

☐（一社）資源循環保全協会総会

- 1 と き 平成29年5月17日(水)
- 2 と ころ 長野市、メルパルク
- 3 出 席 者 吉田副会長

☐総会運営会議

- 1 と き 平成29年5月19日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、各部長、総務副部長、総務部員、政連会長、幹事長、副

会長、蟹澤、木下各会員

4 会議事項

- (1) 平成29年度定時総会等の運営について
- (2) その他

☐司法書士会総会

- 1 と き 平成29年5月19日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出 席 者 山本会長

☐長野県・（公財）長野県国際化協会主催グローバルキャリアフェア in 長野

- 1 と き 平成29年5月20日(土)
- 2 と ころ 長野市、信州科学技術総合振興センター
- 3 出 席 者 吉田副会長、赤羽部長

☐内閣府主催成年後見制度利用促進基本計画にかかる説明会

- 1 と き 平成29年5月23日(火)
- 2 と ころ 東京都、中央合同庁舎第4号館
- 3 出 席 者 コスモスしなの大槻支部長

☐日行連関地協会会長会

- 1 と き 平成29年6月5日(月)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出 席 者 山本会長

☐本会・ジェトロ長野共催グローバル人材活用セミナー in 長野

- 1 と き 平成29年6月5日(月)
- 2 と ころ 長野市、長野バスターミナル会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、赤羽国際部長
- 4 講 演
 - (1) そもそも在留資格とは？
 - (2) 働くための在留資格、何か変わる？技能実習制度

☐正副会長会

- 1 と き 平成29年6月9日(金)

- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副
会長
- 4 会議事項
 - (1) 行政書士会の人事について
 - (2) 会務全般について
 - (3) その他

□社労士会総会

- 1 と き 平成29年6月9日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 山本会長

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成29年6月15日(木)
- 2 と ころ 上田市、サントミューゼ
- 3 出 席 者 柳澤、高井各上田支部会員

□理事会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副
会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、
赤羽、深澤、松島、岡田、長田、
宮下、永村、鈴木、高田各理事、
木内、小野各監事
- 4 会議事項
 - (1) 部長、副部長、部員の選任について
 - (2) その他

□合同会議

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 正副会長、理事、監事、各部員、
各委員
- 4 会議事項
 - (1) 各部員等への委嘱書交付
 - (2) 平成29年度事業の事業について

□総務部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤
各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画について
 - (2) その他

□農林建設部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 松島部長、常盤副部長、山田、小
島各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画について
 - (2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 大槻部長、中塚副部長、良川各部
員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画について
 - (2) その他

□国際部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画について
 - (2) その他

□環境生安部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 柳澤部長、島田副部長、新井、八
幡各部員

4 会議事項

- (1) 平成29年度事業計画について
- (2) その他

□研修部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画と予算について
 - (2) 平成29年度研修会の実施内容・日程等について
 - (3) その他

□法務部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 岡田部長、木下副部長、槇原、小林各部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画について
 - (2) その他

□広報監察部会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、宇賀神、土屋、五味各部長
- 4 会議事項
 - (1) 会報136号について
 - (2) 行政書士制度広報月間について
 - (3) 会員名簿の印刷について
 - (4) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項

- (1) 平成29年度事業計画について
- (2) その他

□綱紀委員会

- 1 と き 平成29年6月30日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 青木、宮下、岡部各委員
- 4 会議事項
 - (1) 委員長、副委員長、職務代理者の互選について
 - (2) その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成29年7月5日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、渡邊部長、受講者6名

□平成29年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 平成29年7月7日(金)
- 2 ところ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 吉田、赤羽各試験場責任者

□特定行政書士法定研修補講

- 1 と き 平成29年7月10日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 永村副部長、受講者3名

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成29年7月10日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 規程集の事前確認
 - (2) 事前相談、認証申請までのスケジュール確認
 - (3) 認証申請必要書類の確認
 - (4) その他



就任のごあいさつ

政連会長 三井 経光

平成29年度長野県行政書士政治連盟定期大会におきまして、政連会長に選出されました。

また、土屋眞一幹事長（松本支部）、山本準一副会長（長野支部）、土屋勝浩副会長（上田支部）、赤羽公彦副会長（伊那支部）の常任幹事、並びに、各支部より推薦いただき選任されました幹事の皆様と一体となって、行政書士の地位向上をはかります。と同時に特定行政書士も増えるよう方法等を考え、提案して参りたいと思います。

行政書士として、自らも自覚をもちながら、市町村から仕事をお願いされる位の認識をもってもらうよう頑張るつもりでおります。会員の皆様の熱意もよろしくお願い申し上げます。

また、政治活動においては、無駄な政治活動は慎み、効果のある活動をして参りたいと思います。どうか御理解をいただきながら、本会会員である長野県地方議員等連絡会議や長野県行政書士制度推進議員懇話会、自民党職域支部、各市町村長の皆様へも要望活動をして参りたいと思います。

結びにあたり、会員各位の御健勝とそれぞれの事務所の御発展を御祈念申し上げまして、会長就任のごあいさつといたします。

定期大会開催報告

平成29年度定期大会が5月26日(金)午後2時25分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 土屋総務副部長

2 正 副 議 長 議 長 木下 茂代議員（飯田支部）
副議長 蟹澤幸子代議員（長野支部）

3 議事録署名人 福本 洸代議員（長野支部）、長崎政明代議員（長野支部）

4 議案審議

第1号議案	平成28年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	平成28年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	平成29年度運動方針（案）	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	平成29年度予算（案）	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	役員の選任	下記の者が選任されました。（敬称略）

会 長

長野支部 三井 経光

幹事長

松本支部 土屋 眞一

副会長

上田支部 土屋 勝浩
伊那支部 赤羽 公彦
長野支部 山本 準一

幹 事

佐久支部	荻原 政吉	佐藤 佳苗	
諏訪支部	赤羽 康志	常盤 光秀	福井 竹彦
伊那支部	吉田 靖史		
飯田支部	木下 茂		
松本支部	深澤和歌子	松島 茂行	岡田 忠興 長田 文雄
長野支部	宮下 幸吉	永村 清造	
北信支部	高田 勝男		

会計監事

佐久支部 木内 和政
松本支部 小野 清仁

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
長野支部	29. 4. 2	宮本 徹	長野市	松本支部	29. 4. 2	川上 昌哉	松本市
上田支部	29. 4. 15	藤森 啓志	上田市	飯田支部	29. 5. 1	原 満輝	飯田市
諏訪支部	29. 5. 1	木村 和彦	岡谷市	長野支部	29. 5. 1	檜山 大地	長野市
佐久支部	29. 6. 1	有坂 桂	南佐久郡小海町	長野支部	29. 6. 1	伊藤 安芸	長野市
長野支部	29. 6. 1	岡本 忠雄	長野市	松本支部	29. 6. 15	杉山 博章	松本市
松本支部	29. 6. 15	松田 裕成	松本市	伊那支部	29. 6. 1	中嶋 健治	伊那市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日
松本支部	西村 克之	29. 3. 2	長野支部	北田 利幸	29. 3. 31	諏訪支部	伊藤 正	29. 3. 7
松本支部	小岩井 晶	29. 3. 31	伊那支部	赤坂 千秋	29. 3. 14	長野支部	泉 鏡子	29. 3. 31
諏訪支部	矢崎 和久	29. 3. 22	上田支部	久保田昌人	29. 3. 31	松本支部	齋藤 良	29. 3. 31
長野支部	岡村 吉宗	29. 3. 31	松本支部	小口 裕康	29. 4. 11	飯田支部	竹内喜一郎	29. 5. 11
長野支部	唐澤 武彦	29. 5. 31	飯田支部	久保 秋雄	29. 5. 26	飯田支部	尾畑 米子	29. 5. 19
長野支部	原 知敬	29. 5. 31						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

沓 掛 英 男 殿 (上田)

平成29年 6 月

編 集 後 記

平成29年度から、広報部と監察部は一つとなり、広報監察部に生まれ変わりました。

行政書士の認知度向上・業務獲得のための広報活動と、「非行政書士による業務侵害」の防止などの調査・監察活動は、行政書士制度そのものにかかわる問題であり、全ての行政書士が取り組むべき課題です。

これより2年間、広報監察部は行政書士制度の普及のため一丸となって広報・監察活動に邁進してまいります。個々別の会員の皆様におかれましても、広報・監察活動へのご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

(広報監察部 土屋)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りします。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会
編集者 広報監察部長 吉田 靖史

印刷 三和印刷(株)

おかげさまで民間分析機関受付実績 **No.1** ※2017年6月現在 弊社調べ

建設業 経営状況分析は ワイズ公共データシステム

いつもご申請をいただき 誠にありがとうございます

2017年4月 業務提携によるサービスを拡充しました

提携先の会員様は登録から5年間、建設業ソフトを無料にてご利用いただけます。また、登録から5年以上経過している会員様でも年間1件の分析申請により、翌年も無料でご利用いただけます。

※長野県行政書士会様とは、2016年2月15日に(株)ワイズと業務提携を締結させていただいております。



**業務提携先
27 府県**
※2017 年 6 月現在

建設業ソフト 電子申請支援システム 建設業統合版 ご利用について



電子申請支援システム 建設業統合版

Windows10/8.1/7
(32bit/64bit対応)

インストールから1年間はどうしても無料でご利用いただける、行政書士様向けの建設業ソフトです。経審、建設業許可(新規・更新・変更)、財務諸表等、建設業に関する書類を作成。経審、経営状況分析の算点計算、シミュレーションも効果的に行うことが可能です。決算期や許可更新時期を指定して顧客を抽出する等、顧客管理もかんたんです。

※1 ユーザーにてご利用いただく場合の弊社への経営状況分析件数です。
※複数ユーザーでデータ共有によりご利用いただく場合は5申請/年~となります。
※申請数が満たない場合は、有償にてご利用を継続いただくことができます。
ご利用条件等についての詳細はお問い合わせください。

建設業ソフト CD、資料を無料にて送付いたします



株式会社ワイズ

本社：〒380-0803 長野市三輪 1 丁目 8 番 14 号

Tel. 026-266-0710 Fax. 026-266-0845 mail: info@wise.co.jp ソフトサポートセンター：Tel. 026-266-0792



ワイズ公共データシステム株式会社

本社：〒380-0815 長野市田町 2120-1 Tel. 026-232-1145 Fax. 026-232-1190 mail: info@wise-pds.jp

営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所